

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	ホンダ	リ エ
同	辻	義 隆

住民監査請求について（通知）

令和 6 年 2 月 20 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求について、次のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

なお、内容については住民監査請求書（以下「請求書」という。）等記載の内容を、請求人等の特定につながるものを除き、原則として原文のまま記載し、事実証明書の内容は省略した。

1 請求の要旨

（1）対象となる財務会計上の事実

2023 年度に予定されている「公園樹・街路樹の安全対策事業」（建設局）による扇町公園のケヤキ（B 1 地区・4 番）の撤去工事の請負契約の締結・履行、及び工事代金の支出

（2）その行為が違法又は不当である理由

「公園樹・街路樹の安全対策事業」において、撤去対象樹木の選定には数多くの疑問があることは、2023 年の大阪市会建設港湾委員会での質疑において明らかになったとおりである。

伐採対象となったことが不可解な代表例が扇町公園のケヤキ（B 1 地区・4 番）である。

当該のケヤキは「健全度」を主たる理由として伐採対象となっているが、大阪市が（コンサル経由で）調査を依頼した樹木医も、請求者が依頼した樹木医も、「健全度」においては伐採が必要だとは診断していない。被害枝の軽量化剪定などの対応をすれば十分だとしている。要するに、この木は「活力が非常に良好」であり、市民の「安全・安心に支障

をきたす事情はとくに見当たらない」と鑑定している。

また、市は、このケヤキが根上がりによって付近の縁石を持ち上げていることも撤去理由にあげているが数センチの持ち上げに過ぎない。どうしても対策が必要ならば、この木を撤去せずとも縁石を修理すればいい。

さらに、市は、この木は根が露出していて今後良好な育成が望めないと指摘している。しかし樹木医はこの程度の露出は樹勢に影響しない、これを問題視するならこの部分を保護すればいいだけだと判断している。

要するに、当該ケヤキに関して、市があげる撤去理由はいずれも専門家から否定され、根拠となりえない。

さらに、1月5日、当該ケヤキに関して、扇町公園で市民に対して伐採理由の説明会が行われた。緑化課課長や扇町公園事務所長らが出席して、約30人の市民に同様の伐採理由の説明を行ったが、市民は誰ひとり納得せず、緑化課長は撤去に関して再検討を約束した。市民に対して、当該ケヤキの撤去の必要性を説得的に説明できなかったわけである。

要するに、当該ケヤキを撤去する必要はない。

そもそも、大阪市が剪定ではなく、“不必要な撤去工事”を行おうとするのはなぜなのか。特定の業者ではないにしても、造園業界に、剪定などの工事だけでは支払えない額の公金を、撤去工事（撤去工事は、剪定よりも、重機や車両が多く動くなどして工事額が大きくなる）を発注することで支出しているのではないか、カネを回しているのではないかと多くの市民は疑念を抱いている。

以上、扇町公園のケヤキの撤去工事は“不必要”であり、そのような工事を行うことで、特定の業界を潤そうとすることは“不当”である。

したがって、そのような工事の請負契約の締結・履行、および工事代金の支出は“不当”である。

（3）その結果、大阪市に生じている損害

必要のない伐採で、市民の財産である当該ケヤキが処分されること、当該ケヤキが市民にもたらしている多大な利益が失われること。

および、必要のない撤去工事への公金の支出。

（4）請求する措置の内容

- ・当該ケヤキの撤去工事の請負契約の履行の差止め。及び、監査結果が出るまでの執行停止。
- ・当該ケヤキの撤去工事への工事代金の支出の差止め。及び、監査結果が出るまでの執行停止

第2 判断

本件請求が住民監査請求の要件を満たしているか検討した結果、下記のとおり判断となった。

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求が適法な請求となるには、長や関係職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、当該行為等が違法として財務会計法規上の義務に違反し、又は不当である旨を具体的に摘示し、請求人において財務会計法規上の義務違反となる事由を他の事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、その主張事実を証する書面を添えて請求をする必要がある。

この点、仙台高等裁判所平成 17 年 10 月 12 日判決では、怠る事実の住民監査請求について、狭義の「対象の特定」だけでは足りず、その「怠る事実」に係る違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要がある（「違法事由の特定」、換言すれば、広義の「対象の特定」）と解すべきである旨判示している。

また、最高裁判所平成 4 年 12 月 15 日判決では、住民訴訟において、財務会計上の行為を行う権限を有する職員の財務会計上の行為をとらえて改正前の法第 242 条の 2 第 1 項第 4 号に基づく損害賠償責任を問うことができるのは、たとえこれに先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、当該原因行為を前提としてされた当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られると解するのが相当であると判示している。

本件請求において、請求人は、扇町公園のケヤキ（B 1 地区・4 番）（以下「本件樹木」という。）が伐採予定であることについて、大阪市及び請求人の双方が調査依頼した樹木診断結果等によれば、本件樹木の健全度等に関し伐採が必要とまでは診断されていないにもかかわらず、その対象になったことが不可解であり、本件樹木を撤去する必要はないと主張している。

しかしながら、関係法令の規定や上記判例の考え方からすると、請求人の主張は、あくまで財務会計行為に先行する原因行為である、本件樹木に係る公園管理者としての伐採判断の不当性を主張しているものと解されるが、それを前提としてされた当該撤去工事に係る請負契約の締結、履行及び工事代金の支出である各財務会計行為そのものに対しては、いずれについても財務会計法規上の義務に違反し、又は不当となる事由を個別的、具体的に摘示しているとは認められず、その主張事実を証する事実証明書も添付されていない。

また、請求人は、本件樹木の撤去は不必要であり、大阪市がそのような工事を行うことで、造園業界を潤そうとすることは不当であるとも主張しているが、それらを証する事実証明書も何ら添付されておらず、単に違法、不当の疑いがあるとして、その調査を求めているものと解され、違法、不当な行為を個別的に特定するものではない。

なお、住民監査請求制度は、地方行政一般の適正な運営を確保することを目的としたもの

ではなく、違法、不当な財務会計上の行為の防止や是正等を行うことによって、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とするものであるため、法第 242 条第 1 項により、その対象を財務会計上の行為等に限定している。

地方公共団体における行政事務の多くは財政支出を伴うものであるが、非財務会計行為である一般行政行為に違法、不当があるとして、これに伴う公金支出もまた違法、不当になるとの主張を認めると、実質的に住民監査請求は広く行政一般を対象とすることになりかねず、対象を財務会計上の行為等に限った法の趣旨を逸脱することになる。

したがって、本件樹木の伐採判断である非財務会計行為が不当であることを理由として、本件撤去工事に係る請負契約の締結や工事代金の支出等を住民監査請求の対象とすることは適当ではない。

以上のとおり、請求人の主張はいずれの点からも財務会計行為の違法、不当事由を摘示しているとは認められず、法第 242 条の要件を満たさないことから、住民監査請求の対象とならないものと判断した。